

## 条件付一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 いわてリハビリテーションセンター劣化診断調査業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和2年10月20日まで
- (4) 業務場所 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の業務名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格者

次に掲げる条件を全て満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格者の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、2020・2021年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿のうち、建築関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- (3) 入札日現在で、東北6県のいずれかに本店又は営業所を有しており、平成21年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院、診療所又は介護老人保健施設等（以下「病院施設等」という。）の新築、増築改築又は改修工事に係る設計業務を受注した実績を有すること。更に、病院施設等の建物定期点検業務等の実績を有すること。
- (4) 業務委託仕様書にある全ての業務を確実に実施できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置

基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、発注業務の申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、発注業務の申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

### 3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県保健福祉部医療政策室地域医療推進担当 電話：019-629-5416 F A X：019-626-0837

岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能である。

### 4 質問書の受付及び回答方法

業務仕様書に対して質問がある場合は、書面（様式任意。F A Xによる提出可。）により令和2年6月30日（火）正午までに3に示す場所に提出すること。回答は、質問者及び入札参加者に対しF A Xにより回答する。

### 5 入札参加資格申請に関する事項

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和2年7月1日（水）までに3に示す場所に提出すること。
- (2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

### 6 入札及び開札の日時及び場所

令和2年7月7日（火）午後1時30分 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁 5階 入札室

### 7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他 詳細については、入札説明書による。